ファクス

締切

公立みつぎ総合病院 緩和ケア病棟見学会

- ■9月1日(日)14:00~15:00
- 場公立みつぎ総合病院
- 図緩和ケアに関する説明、緩和ケア 病棟の見学、ミニコンサート ほか
- ■「名前、電話番号」を電話かFAX、 メールで
- 締8月23日金
- 申問公立みつぎ総合病院 地域包括ケア連携室
- (20848 76 1328)
- **2**0848-77-0956)
- @info@mitsugibyouin.com

元気はつらつ 健康づくりセミナー

「こころとからだのリフレッシュセミ ナーI

- ■9月2日(月)13:30~15:30
- 場御調保健福祉センター
- 図市内在住で概ね40~74歳までの人
- 音楽療法士による歌、楽器演奏など
- 屋15人 ※要申込。
- **持筆記用具 締8月26日**(月)
- ■問御調保健福祉センター
- (20848 76 2235)

救急の日 市民公開講座 🍪 「平成30年7月豪雨を経験して 大規模災害に備える

- ■9月8日(日)13:30~15:00
- 場総合福祉センター
- ■救護所・避難所の基礎知識
- 講師 突沖満則(尾道市立市民病院管理者)
- ■災害拠点病院の役割と対策につ いて

講師 瀬浪正樹さん(JA尾道総合病院顧問)

- ■教訓を活かし災害から命を守る 講師 田村斉(尾道市職員)
- 9月9日は「救急の日」です。必要 な人が必要なときに救急車を利用 できるよう、ご協力ください。
- **間**健康推進課 (☎0848-24-1961)

権利擁護フォーラム

- ■9月10日(火)13:30~
- 場総合福祉センター
- ■講演「成年後見制度のこれから」 講師 広島弁護士会弁護士
- ■パネルディスカッション「自分らし く生きるために~権利の法律と制 度と福祉~|
- 圆尾道市社会福祉協議会
- (20848 21 0322)

旧優生保護法に基づく 一時金支給のお知らせ

優生手術などを受けた人を対象 に、一律320万円の一時金が支給さ れます。

- 別次のいずれかに該当し、現在生存 している人
 - ①昭和23年9月11日~平成8年9 月25日までの間に、旧優生保護 法に基づき優生手術を受けた人 (母体保護のみを理由とした手 術は除く)
- ②昭和23年9月11日~平成8年9 月25日の間に、優生思想に基 づいた生殖を不能にする手術か 放射線の照射を受けた人
- ※請求に必要な書類など詳しくは お問い合わせいただくか、広島県 ホームページをご覧ください。
- 申問広島県旧優生保護法一時金 受付・相談窓口(☎082-227-1040・ **2**082-502-3674)
- 社会福祉課(☎0848-38-9124・ **23**0848-37-7260)

骨密度とは、骨の硬さ(骨量)を 示すものです。骨密度を検査する ことで、骨粗しょう症の診断や骨折 リスクの判定が可能となります。

市民病院の検査は橈骨(前腕) を使い、無理のない姿勢で、痛み がなく短い撮影時間で検査でき ます。

通常の診察とは別に、人間ドッ クのオプションで検査することが できます。また、検査結果はレポー トとしてお渡しします。

早期発見が大切! 骨粗しょう症対策に 骨密度検査を受けてみませんか



- ▲男性は70歳以降、女性は閉経 前後の数年間に、急激に骨の量

骨粗しょう症対策は早期発見・早期予防が欠かせません

国内の患者の推計数は1,300万人、そのうち女性患者が約8割 といわれてます。健康寿命を伸ばしていくためには、更年期の骨 量減少を食い止めることが大事です。

圖尾道市立市民病院地域連携室・健診科(☎0848-47-1155代)

子育て

幼児教育・保育の無償化がスタート

10月から、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教 育・保育の無償化が始まります。

子ども・子育て支援新制度の対象とならない認可外保育施設・幼 稚園 (私学助成幼稚園) 等については、無償化のための手続きが必 要です。詳細は決まり次第、施設を通じてお知らせします。

施設	無償化となる費用		
幼稚園・保育所・	3~5歳児の保育料 (私立幼稚園は月額25,700円まで)		
認定こども園等	0~2歳児の保育料 (市民税非課税世帯に限る。)		
幼稚園の預かり保育 月額11,300円まで			
	3~5歳児の保育料(月額37,000円まで)		
認可外保育施設等	0~2歳児の保育料 (月額42,000円まで。市民税非課税世帯に限る。)		

- ※幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用にあたり、無償化の対象とな るには、お住まいの市町から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。 ※食材料費や、現在実費徴収されている費用(通園送迎費、行事費等)は、 対象外です。
- 圆【幼稚園に関すること】教育委員会庶務課(☎0848-20-7238) 【保育所(園)・認定こども園(認可外含む)に関すること】 子育て支援課(☎0848-38-9114)

児童扶養手当を受給している 未婚の人へ給付金を支給します

給付金の受け取りには申請が必 要です。児童扶養手当現況届と一 緒に申請書を郵送しますので、期 限内に申し込んでください。

- 支給額 17.500円
- 図次のすべての要件を満たす人
- ・11月分の児童扶養手当の支給を受 ける父か母
- ・10月31日休までに婚姻をしたこと がない人
- ・10月31日休時点で、事実婚をして いない人か事実婚の相手方の生死 が明らかでない人
- 締令和2年2月28日金
- ■子育て支援課・各支所(百島・浦崎 を除く) へ持参か郵送
- 間子育て支援課
- (**☎**0848−38−9112)

現況届・所得状況等の手続きを忘れずに

対象者には提出書類を送付していますので、必ず提出してください。 次の要件に該当し、手当を受給していない人はお問い合わせください。※所得制限あり。

	_	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	
名 称	児童扶養手当		障害児福祉手当 (20歳未満)	特別障害者手当 (20歳以上)
・父母が離婚 (事実婚解消含む) ・父か母が死亡、生死不明 ・父か母に重度の障害がある ・父か母が1年以上拘禁されている ・父か母から1年以上遺棄されている ・父か母が保護命令を受けた ・婚姻によらず生まれた ※児童とは18歳年度末までの子。		・知的または精神障害のため日常生活で制限を受ける状態 (療育手帳で概ねA、A、B) ・身体に中度以上の障害か長期の安静を必要とする状態 ※障害の状態により該当になら、 ※施設に入所している人は対象	・在宅で、身体、知的または精神障害のため日常生活で常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態でする状態を必要とする程度の障害の状態を必要となる状態を必要とする程度の障害の状態を必要とする程度の障害の状態を必要とする程度の障害の状態を必要とする程度の障害の状態を必要とする程度の障害の状態を必要となる。	
提出期限	8月30日金 9月11日(水)			
提出先	子育て支援課か各支所(百島·浦崎を 除く)の窓口に本人が持参	社会福祉課か各支所 (百島・浦崎を除く) (御調地区は御調保健福祉センター)		
問い合わせ先	子育て支援課 (☎0848-38-9112)	社会福祉課(☎0848-38-9124、38-9125)		

10 広報おのみち・令和元年8月